

平成30年度社会人選手強化・指導者育成支援事業実施要綱

一般社団法人 三条市スポーツ協会

1 目的

加盟団体が、主体的に企画・実施する社会人選手強化及び指導者・審判に対する育成を対象とした事業に対して、経費の一部を助成することにより加盟団体の活動充実と競技水準の向上を図ることを目的とする。

2 助成対象団体

一般社団法人 三条市スポーツ協会 加盟団体 ※サポーターズ制協力団体に限る

3 対象事業

この実施要項の目的に合致する加盟団体主催事業で、次に掲げる事業を対象とする。

- (1) 講習会（例：県審判長による審判講習会・指導者講習会など・・・）
- (2) 強化練習会・合宿（例：北信越合同練習試合、北信越強化合宿など・・・）
- (3) 実施要項の目的に合致する特色ある事業（大会、講習会、その他継続事業でも可）と当法人が認めたもの

4 事業実施期間

平成30年4月1日より平成31年3月31日までに事業が完了するものとする。

5 助成額

1. 助成額は原則として10万円を限度とし、当法人が予算の範囲内で決定する。
2. 3万や5万円での少額の助成も可能とする。

6 対象経費等

対象経費は謝金、旅費、賃借料、消耗品費、講習会参加費（※指導者や審判育成に関わる講習会に限る）、印刷製本費、通信運搬費及び傷害保険料とする。

7 助成金の交付申請

助成金の交付を希望する場合は、助成金交付申請書を平成30年6月18日(月)まで当法人に提出すること。

8 助成金の交付決定

交付申請書が提出された後、速やかに事業実施に移行するため、競技力向上委員会、理事会で対象事業及び交付額を審査・決定し、申請者に通知後、助成金を交付することとし、会員総会には上記の内容を報告する。

9 事業実施報告書の提出

助成金対象事業が完了した後20日以内に、事業実施報告書、収支決算書（領収書等の決算の証拠となる資料の提出を求める場合があります）を当法人に提出すること。

10 助成金の確定

事業実施報告書等の内容審査（必要に応じてその他の方法で調査等を実施）により実施した事業が交付決定の内容又は条件に照らして適正であると認めたときは、助成金の額を確定し報告者に通知する。ただし、確定額が交付額を下回ったときは、速やかに差額を当法人に返還するものとする。

11 事業内容の変更

交付決定を受けた後に事業内容を変更する場合は事前に書面で本会の承認を得なければならない。ただし助成金の額に影響なく助成金交付の目的及び条件に違反しない変更であるときはこの限りではない。

12 その他

本事業は、一般社団法人 三条市スポーツ協会サポーターズ制資金の支援により運営されることを、開催要項、ポスター、看板及びその他印刷物に明記し、広く周知するものとする。